

小型クローラ運搬車（キャタピラ運搬車）の使用について [試行]

令和7年6月15日

かねてから要望のあった小型クローラ運搬車（キャタピラ運搬車、以下「クローラ運搬車」という。）について、下記の条件のもとに、クローラ運搬車の使用を試行的に認めます。ただし、この条件が守られない場合や、墓地の損傷や墓参者からの苦情が続いた場合は、試行を中止することがあります。

記

1. クローラ運搬車の使用できる墓地の区画

一般墓地（普通墓地、芝生墓地、修景墓地）の全区画に使用できる。

2. クローラ運搬車の大きさ

墓参道は幅員が1mで芝生が張ってあるため、使用できるクローラ運搬車の大きさを次のように制限する。

車幅70cm以下・車体重量1.5トン以下・キャタピラはゴム製のもの

3. クローラ運搬車の作業内容

クローラ運搬車の作業内容は、石材、その他資材の運搬に限る。

4. クローラ運搬車の使用可能日及び時間

平日（土・日曜日及び祝日並びにお盆・お彼岸のほか指定する日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

5. 「小型クローラ運搬車使用届」の提出

クローラ運搬車を用いて施工するものは、原則、工事施工前日までに「小型クローラ運搬車使用届」を名古屋市みどりが丘公園事務所（以下「公園事務所」という。）に提出すること。

6. 施工業者による工事着手前の調査

墓石工事の施工業者は工事着手前にクローラ運搬車の運行経路と工事場所の既設墓石・墓参道・縁石・平板等の状況を調査すること。

既設墓石等に欠損などの支障が発見された場合は、公園事務所へ「現況調査報告書(任意様式)」に証拠となる写真を添付し報告を行い、必ず工事着手前に公園事務所の立会及び確認を受けること。

7. 墓参などの来園者等の安全確保

クローラ運搬車の運行に際しては、墓参など来園者等の安全に十分配慮すること。

8. 墓参道・縁石等の保護

クローラ運搬車のキャタピラから墓参道・縁石・平板・墓石等を保護するため次の処置を必ず行うこと。

- (1) 墓参道、平板舗装等にコンパネ等の道板を敷き、その上を走行すること。
- (2) キャタピラが縁石に接触したり、乗り上げたりしないように十分注意して運転すること。
- (3) 墓参道等を保護するための処置を行った時は、「小型クローラ運搬車使用承認標」を入れた状況写真を撮り、公園事務所に提出すること。

9. 損傷を負わせた場合の補償

クローラ運搬車の使用施工において、当該工事箇所、近隣若しくは運転経路において既設の名古屋市みどりが丘公園の施設や他の区画の墓標等を損傷させた場合は、原因者が責任を持って原形復旧等を行うこと。

工事施工後に当該工事箇所若しくは、その近隣において既設の墓石等に新たな欠損などの支障が発見された場合で、明らかにクローラ運搬車の運転が原因と思われる時は、当該工事により生じたものとみなし、施工業者が必ず損害を被ったものに対し誠意をもって対処し、その損害の補償を行うこと。